



2013年2月 日発行
NPO法人
湘南ふくしネットワークオンブズマン
「成年後見支援センターだより」
編集責任者 藤本 直也
〒253-0043 茅ヶ崎市元町522
永井ビル3階
電話・FAX 0467-85-6660



ふじさわあんしんセンター訪問記

2012年7月に成年後見窓口を開所された社会福祉法人藤沢市社会福祉協議会「ふじさわあんしんセンター」(以下「あんしんセンター」という)を昨年末に、当センターの職員3名が訪問しました。「あんしんセンター」は、月～金の午前8時30分～午後5時1分(祝日年末年始は休)、成年後見に関する相談の他、日常生活自立支援事業の実施により、総合的な権利擁護の相談に応じています。心身の状況等によっては、訪問相談もしています。

「あんしんセンター」では、藤沢市社会福祉協議会(以下「藤沢市社協」という)の専任職員3名が日常生活自立支援事業で各家庭を定期的に訪問していく中で権利擁護の相談や、成年後見に関する相談を受け、相談窓口で一般相談を受けることも行っています。さらに、予約優先制で専門家(行政書士、弁護士、司法書士、社会福祉士、税理士の各士業による輪番制)による相談窓口も毎週水曜日午後18:00～(成年後見に関する相談で、1相談45分以内)、無料で開設されています。各士会では、専門相談で受けた成年後見人候補者などの依頼については、利益誘導は避ける仕組みを取っています。

実施事業計画では、日常生活自立支援事業、成年後見制度のどちらにも該当しないが権利擁護が必要な方への相談支援のあり方を検討し、どのような相談も受け止めていくように努めるとされています。

成年後見に関する地域関係機関による連携機構として、「藤沢市権利擁護ネットワーク連絡会」を設け、相互に報告、助言を行っています。委員には、税理士会、当事者団体、民生児童委員、学識経験者等も加わっています。さらに、成年後見制度の利用には医師の診断書や鑑定書が必要であることから、藤沢市医師会が参加しています。育成会や親の会、家族が当事者団体として参加しています。また、藤沢市社協は弁護士とアドバイザー契約を結んで、法律的な知識を要する事例に対応しています。

法人後見の推進等については、市社協では神奈川県社会福祉協議会の補助事業を受け、平成25年度から法人後見業務の実施に向けて検討、研修、体制づくり等の準備を進め、法定後見のみを受任する予定です。法人後見を受けるに当たっては、市社協はヘルパーやケアマネ業務を行っているため、利益相反が起きる危惧がありますが、法人後見の担当理事を決めて解決していく方針であるとのこと。

市民後見については、市社協は藤沢市と藤沢地域の市民による権利擁護活動のあり方を検討しています。

今回の訪問で、「あんしんセンター」と当成年後見支援センターとが、今後、湘南東部保健福祉圏域の中で互いに連携を取り合っていくことが各地域の市民にとって必要であると痛感します。(N)

「ふじさわあんしんセンター」連絡先 0466-55-3055

* Kさんにインタビュー *

女性のKさんには、いろいろな相談のってもらって、同性の補助人がいます。当センターで成年後見制度の申立て支援をし、そのご近況を話しに来てください。今回はKさんにどのような生活されて、どんなことを望んでおられるかを聞いてみました。

Q 補助人の方に、何かてつだってもらっていますか？

好きな歌手のコンサートに行きたいとき、補助人のKさんにインターネットで調べてもらい、送られてきた案内を一緒にみて、どこか会場のコンサートいくかを相談しています。返事はがきに書いてだし、チケットがあたると補助人がガイドヘルパーの手配してくれて、一緒に会場に行きます。ガイドヘルパーは自費で派遣されているので時間10時間までになっています。コンサートは夕方からなので、その往復ふくめると時間ギリギリになります。コンサートの前に会場の外でグッズを販売しますが、それは朝から並ばないと買えないので、時間的に無理です。でもグッズもほしいです。

Q 他にもヘルパーさん外に出されますか？

ベッドカバーを買いに横浜まででかけ、気に入ったものがみつかっています。スーツを買いにジャスコにもいきました。

Q なにかやりたいことはありますか？

よくわからないけれど旅行。今年の秋は沖縄に親戚といきました。

去年は北海道、おとしは京都いきました。大阪にもいきました。

Q おしごとはどうですか？

楽しいです。自分色を決めて織物やあみものをしています。

Q 地震の時はどうでしたか？

近くに仕事場があって、みんながいるのでそこに避難した。安心してすごせます。

ありがとうございました。Kさんが毎日楽しく過ごされている様子がわかりました。（A）



* 障害者虐待防止法における成年後見制度の活用について *

平成24年10月1日より「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下、「障害者虐待防止法」と略称します）が施行されました。

障害者虐待防止法にはいくつかの支援策が設けられていますがそのなかに、障害者本人に対する支援として「成年後見制度の利用支援」が設けられています。

認知症の高齢者、精神障害や知的障害のある方は、虐待や権利侵害を受けても、自分の力で自分を守り権利侵害を防ぎ、失われた損害を回復することが困難です。

認知症高齢者の土地建物が、知らない間に売却されていたとか、障害者の親が亡くなった後に、預金を勝手に使われてしまったとか、また、障害年金を家族が勝手に引き出して使い込んだとか、さらには、遺産相続で不利な取り扱いを受けても誰も助けてくれなかった、ということを目にすることがあります。

成年後見制度は、先に述べたような虐待を防止し損害を回復して、認知症高齢者や障害者の権利を守るための制度です。

成年後見制度が、始まって10年を超えましたが、世の中にはまだまだ制度の内容が周知されていないようで、成年後見制度の普及啓発に携わる者としては残念です。

当成年後見支援センターでは、認知症高齢者や障害者ご本人だけでなくご家族や親族などから、成年後見に関する相談や申立の支援にも、予約制で応じておりますので、ご遠慮なくお問い合わせ願います。

当成年後見支援センターの他にも、高齢者の方、障害のある方の権利擁護相談は、かながわ権利擁護相談センター「あしすと」（電話：045-312-4818）や、茅ヶ崎市保健福祉部障害福祉課・高齢福祉介護課（代表番号：82-1111）などでも受付けています。（H）



* 新しい家事事件手続法が施行されます *

平成23年5月25日に公布された家事事件手続法が、平成25年1月1日から施行されます。家事事件手続法は、家事事件（成年後見や夫婦間の紛争など家事に関する事件と家事調停に関する事件に分かれます。）の手続を定める法律です。

家事事件手続法が適用されるのは、平成25年1月1日以降に申立てられた事件です。これまで家事事件の手続きは、昭和22年に制定された家事審判法により行われていましたが、我が国の家族をめぐる状況や国民の法意識は大きく変化し、当事者等が主体的に関わるための機会を保障することが重要になってきました。（以上は、裁判所の「家事事件手続法の施行を迎えて」というパンフレットからの転載です）

成年後見に係る主な改正を挙げると、後見開始、保佐開始及び補助開始の申立ては、審判が出た後は取下げできなくなります。例外として、家庭裁判所から取下げの許可を得た場合は可能です。

旧家事審判法では、後見開始の審判の申立人が、自分が希望した後見人候補者以外の者が後見人（保佐人及び補助人を含む。以下同じ）に選任された場合、申立を取下げってしまうことがあったそうです。後見人の選任は、家庭裁判所が後見人候補者の適否を総合的に審査して、職権で選任します。後見人の選任には、申立人や後見人候補者が、異議を述べる方法がないために、後見開始の審判が確定する前に、申立自体を取下げってしまう場合があると言われていました。このようなことは、裁判所や事件関係者の努力や労力などを無駄にするだけでなく、他の事件の遅れにもつながるため法改正に到ったものと思われます。（H）

* センター講師派遣報告 *

< 社会福祉法人県央福祉会へ >

2012年9月11日午後、県央福祉会のホーム職員を対象とした後見制度研修に参加し、成年後見支援センターの活動紹介や成年後見制度の説明、事例報告などの発表を行いました。またその後のグループ討議にも加わり、ホーム職員の様々な声を聴きました。



県央福祉会は1982年に社会福祉法人として認可され、大和市・相模原市を中心に川崎・横浜市・藤沢市・海老名市などにも事業所があり、乳幼児(保育)から高齢者(介護保険)まで、また障害のある人への様々な支援等多くの事業を行っています。

研修当日の午前に300人以上が集まる家族会があり、その場で理事長より後見相談事業を始める予定であることが発表されていました。利益相反にならないよう別のNPOを立ち上げるとのことでしたが、家族会の後の後見制度研修でしたので、職員の意見も具体的で制度については詳しい職員もいました。成年後見制度を利用しているホームが多いこともわかりました。実際に後見人となった方とのホーム職員の立場からの意見もうかがい、後見人と被後見人のコミュニケーション不足を感じる事例が報告されていました。(Y)

< 藤沢市御所見地域包括支援センターへ >

2012年12月10日 地域に暮らす高齢の方やケアマネジャーを対象とした講演をしました。

御所見地域包括支援センターは御所見地区の市民センターの中の一角にあり、気軽に地区の方たちが立ち寄って相談できる場となっているようでした。

講演では権利擁護団体としてのNPO法人Sネットの活動紹介をするとともに、成年後見支援センターやオンブズマン活動を通してあがってきた地域に住まわれる一人住まいの高齢の方の要望をどの機関がどのように支援できるかを調査し冊子にまとめた「その人らしく生きる」についての話をしました。

この冊子は一つ一つの要望に行政やケアマネ、民生委員、社協等が支援できるのか、どのように対応するのかを表にしたものですが、その中で成年後見人の役割を明確にみることができます。

それぞれが互いにネットワークを組むことで、地域に暮らす高齢の方の生活が護られ、その人らしく生きていく支えになることを話しました。(A)

編集後記

- ・ (A)
- ・ (Y)
- ・ (N)
- ・ (H)
- ・ (C)
- ・

NPO法人 湘南ふくしネットワークオンブズマン

成年後見支援センター

住所：茅ヶ崎市元町5-22 永井ビル 3階

電話・FAX：0467-85-6660

月・水・金の10:00~17:00 (祝祭日はお休み)

相談無料・個人情報はずり守ります